

一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務決裁規程

2021年11月15日制定

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）における事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、本規程においては、社員総会・理事会承認が必要ではない事項を対象とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決 裁 代表理事の権限に属する事務について、最終的にその意思決定することをいう。
- (2) 専 決 常時、代表理事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代 決 代表理事又は専決する者が不在のときに、これらの者に代わって決裁することをいう。
- (4) 決定関与 事案の決裁に至るまでに必要な立案、審議、審査又は協議を行うことをいう。
- (5) 不 在 欠員である状態及び休暇又はその他の事由により決裁できない状態であることをいう。

（代表理事）

第3条 代表理事は、協会の業務を統括し、業務執行の最高責任者として協회를代表し、その業務を執行する。

2 業務は、代表理事の決裁を得て施行しなければならない。ただし、委任された事項及び軽易又は緊急を要する事務に関してはこの限りでない。

3 前項ただし書きにおける緊急を要する事務については、それを処理した後、速やかに代表理事に報告し、承認を得るものとする。

4 代表理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第77条第3項に規定された理事のことをいい、定款第20条第3項に基づき会長、事務総長をもって代表理事とする。

（業務執行理事）

第4条 業務執行理事は、代表理事の命に従い、所管業務を執行する。

2 業務執行理事は、協会の業務を部門別に分担執行する。各業務執行理事の

担当する業務部門は理事会において決定する。

(代表理事の決裁事項)

第5条 代表理事の決裁事項について、会長及び事務総長の決裁区分は別表のとおりとする。

(専決事項)

第6条 事務次長、部長及び課長が専決できる事項は、別表のとおりとする。

(専決事項の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、専決事項について別に定めのある場合は、その定めるところによる。

(専決の制限)

第8条 第6条及び前条の規定にかかわらず、特命のあった事項又は特に重要若しくは異例と認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(実施細目)

第9条 第6条に規定する事項の細目を定めることができる。

(会長の決裁事項の代決)

第10条 会長が不在のときは、会長の決裁を受けるべき事項について、事務総長がその事項を代決することができる。

2 会長及び事務総長ともに不在のときは、主管の事務次長が代決することができる。

(事務総長の決裁事項の代決)

第11条 事務総長が不在のときは、事務総長の決裁を受けるべき事項について、主管の事務次長がその事項を代決することができる。

2 事務総長及び主管の事務次長ともに不在のときは、事務局長が代決することができる。

(事務次長の専決事項の代決)

第12条 事務次長が不在のときは、下位の職にある者が代決することができる。

(部長、課長の専決事項の代決)

第13条 部長、課長が不在のときは、下位の職にある者が代決することができる。

(決定関与者の指定)

第14条 適切かつ迅速な決裁を行うため、事案ごとに決定関与を行う者を指定することができる。

(後閲)

第15条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(報告義務)

第16条 専決した者は、必要があると認めるとき又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(合議)

第17条 決議を受けるべき事項で、他の部課に関係のあるものについては、合議を必要とするものに限り、関係の部課長に合議するものとする。

(代決の準用)

第18条 決裁に至るまでの手続過程において、合議等を受ける者が不在の場合は、第12条から第16条までの規定を準用する。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2021年11月15日から施行する。

別表 一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 決裁区分

1 基本事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
事業計画の策定及び実施方針に関すること。	事業計画の策定及び実施方針の事務に関すること。			
	社員総会・理事会その他重要な会議に関すること。			
	組織及び権限の委任に関すること。			

2 文書等に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
定款、重要規程等の制定、改廃につき、社員総会・理事会への提案に関すること。	定款、重要規程等の制定、改廃につき、社員総会・理事会への提案の事務に関すること。			
	重要規程以外の規程の制定、改廃に関すること。	軽易な規程の改正等に関すること。		
	監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。			
	訴訟行為・損害賠償等に関すること。	軽易な訴訟、和解、審査請求等に関すること。		
	特に重要な通達、通知、照会その他の往復文に関すること。	重要な通達、通知、照会その他の往復文に関すること。	軽易な通達、通知、照会その他の往復文に関すること。	軽易な通達、通知、照会その他の往復文のうち、定例的なものに関すること。
	特に重要な許可、認可、免許、登録その他の処分に関すること。	重要な許可、認可、免許、登録その他の処分に関すること。	軽易な許可、認可、免許、登録その他の処分に関すること。	軽易な許可、認可、免許、登録その他の処分のうち、定例的なものに関すること。
				許可証、免許証等の交付、再交付、書換え及び訂正に関すること。
			重要な損失補償及び損害賠償に関すること。	軽易な損失補償及び損害補償に関すること。
				文書の管理に関すること。
				各種台帳、帳簿等の閲覧の許可に関すること。

3 人事に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	人事制度、給与制度に関する事 こと。			
	職員の任免、休職、復職、異動等に関する事 こと。			非常勤職員等の任免及び給与の決定に関する事 こと。
	職員の昇給、昇格及び昇任に関する事 こと。			
	職員の表彰及び懲戒処分に関する事 こと。			
	労働契約に関する事 こと。			
	役員の出張に関する事 こと。	部長、審議役及び一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務局組織規程(以下「組織規程」という。)第3条第2項の規定により置かれる職員の出張、休暇、週休日その他服務に関する事 こと。	課長、参事の出張、休暇、週休日その他服務に関する事 こと。	所属職員の出張、休暇、週休日その他服務に関する事 こと。

4 予算の編成及び執行に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	予算の原案を作成すること。			
	期末決算に関する事 こと。			
	事業資金の借入又は償還に関する事 こと。	借入に関する事 こと。		
	予備費の使用に関する事 こと。			
			一件三百万円以上の予備費の充当に関する事 こと。	一件三百万円未満の予備費の充当に関する事 こと。
	予定価格が一件五億円以上の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕に関する事 こと。	予定価格が一件五億円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕に関する事 こと。	予定価格が一件一億円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕に関する事 こと。	予定価格が一件一百万円未満の工事その他の請負、委託、受託、物件の購入、売却、譲渡、交換、修繕に関する事 こと。
	予定賃貸借料の年額が一件五億円以上の物件の賃借に関する事 こと。	予定賃貸借料の年額が一件五億円未満の物件の賃借に関する事 こと。	予定賃貸借料の年額が一件一億円未満の物件の賃借に関する事 こと。	予定賃貸借料の年額が一件一百万円未満の物件の賃借に関する事 こと。

	金額が一件五億円以上の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件五億円以上の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関する事	金額が一件五億円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件五億円以上の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関する事	金額が一件一億円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件一億円未満の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関する事	金額が一件一百万円未満の補助金、負担金、委託金等の申請、金額が一件一百万円未満の補助金、負担金、貸付金、出資金等の交付に関する事
			その他一件一千万円以上の予算の執行（軽易なものを除く。）に関する事	その他一件一千万円未満の予算の執行及び一千万円以上の軽易な予算の執行に関する事
			重要な使用料及び手数料の減免の決定に関する事	軽易な使用料及び手数料の減免の決定に関する事
			重要な貸付金に係る債務の免除に関する事	軽易な貸付金に係る債務の免除に関する事
			歳入金の滞納処分及び欠損処分に関する事	
				予算の配当に関する事

5 財産に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関する事			
	一件の金額又は評価額が十億円以下の寄附の収受に関する事	一件の金額又は評価額が一億円未満の寄附の収受に関する事	一件の金額又は評価額が一千万円未満の寄附の収受に関する事	一件の金額又は評価額が一百万円未満の寄附の収受に関する事
	基金に関する事			
				物品の配置転換等に関する事

6 契約に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	重要な契約の締結に関する事			
	重要な業務の委託又は受託に関する事			

7 出納に係る事項

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	取引金融機関の決定又は変更に関すること。			
				収入及び支出等の命令に関すること。

8 その他

会長決裁事項	事務総長決裁事項	事務次長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
その他法人の重要事項に関すること。	その他法人の重要事項の事務に関すること。			
	重要な登記に関すること。		登記及び証明に関すること。	登記及び証明のうち、定例的なものに関すること。
		重要な請願及び陳情に関すること。	請願及び陳情に関すること。	軽易な請願及び陳情に関すること。
		重要な広報に関すること。	広報に関すること。	軽易な広報に関すること。
		重要な儀典及び賓客対応に関すること。	儀典及び賓客対応に関すること。	軽易な儀典及び賓客対応に関すること。
		重要な公聴会及び聴聞会に関すること。	公聴会及び聴聞会に関すること。	軽易な公聴会及び聴聞会に関すること。
			重要な講習会、展示会等に関すること。	軽易な講習会、展示会等に関すること。
			重要な指導及び監督に関すること。	軽易な指導及び監督に関すること。
			重要な調査、検査等に関すること。	軽易な調査、検査等に関すること。
			2027年国際園芸博覧会事業の執行で重要なものの企画及び調整に関すること。	2027年国際園芸博覧会事業の執行で軽易なものの企画及び調整に関すること。
			告示及び公告に関すること。	軽易な告示及び公告に関すること。
				刊行物等の作成及び配布に関すること。
		その他上記に掲げる事項に準ずる事項に関すること。	その他上記に掲げる事項に準ずる事項に関すること。	その他上記に掲げる事項に準ずる事項に関すること。